

平成29年 文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿

役職	名前	所属先・役職	電話番号
副会長	志村 健一	東洋大学教授	03-3945-8252
親会委員	樋口 勝	サポートセンターいちよう 施設長	03-3868-2330
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長	03-6304-1894
親会委員	佐藤 澄子	知的障害者相談員	03-3946-6645
	森田 妙恵子	トチキ介護サービス 取締役	03-3828-5490
	北原 隆行	文京槐の会は〜と・ピアサービス管理責任者	03-3943-4300
	安部 優	リアン文京 (相談支援専門員)	03-5940-2822
	鈴木 淳	エナジーハウス (相談支援専門員)	03-3828-6517
	東瀬戸 徹	大塚福祉作業所(相談支援専門員)	03-3946-5601
	田中 弘治	本郷福祉センター(支援員)	03-3823-8091
	金子 宏之	ワークショップやまどり 副施設長	03-3812-3700
	関根 義雄	スタジオIL文京 事務局長	03-5814-9225
	本加 美智代	ヘルパーステーションケアワーク東京	03-5815-5812
	阿部 智子	訪問看護ステーション けせら	03-3815-1170
	浦田 愛	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター	03-5800-2942
当事者 委員	土屋 功子	[難病]	03-3821-4444
当事者 委員	山名 興子	(公募)[身体]	03-3811-9367 (FAX同じ) 080-6546-5346
区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長	03-5803-1219
区委員	永尾 真一	障害福祉課知的障害者支援係長	03-5803-1214
区委員	大橋 文子	予防対策課保健予防係長	03-5803-1230
区委員	木内 恵美	保健サービスセンター保健指導係長	03-5803-1807
区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)	03-3821-5106
区委員	武田 美也子	福祉政策課 (文京すまいるプロジェクト担当)	03-5803-1220
事務局	海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター	03-5940-2905
	菊池 景子		
	鈴木 聖人		

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19 文福障第 1705 号 平成 20 年 2 月 18 日 区長決定
- 19 文福障第 2191 号 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正
- 23 文福障第 2692 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正
- 24 文福障第 688 号 平成 24 年 6 月 1 日 一部改正
- 24 文福障第 2127 号 平成 25 年 1 月 24 日 一部改正
- 26 文福障第 3145 号 平成 27 年 3 月 30 日 一部改正
- 27 文福障第 2238 号 平成 28 年 2 月 1 日 一部改正

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 精神科医師 1 名
- (3) 障害者相談員 2 名
- (4) 別表第 1 に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第 2 に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条の委員の任期は 2 年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- 13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 文京区家族会	1名 1名 1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	1名 1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

平成29年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進ちよく状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

平成29年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回		第2回			第3回			第4回	
相談支援 専門部会				第1回			第2回		第3回			第4回
就労支援 専門部会				第1回			第2回		第3回			第4回
権利擁護 専門部会			第1回		第2回		第3回			第4回		
障害当事者 部会			第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	

文京区障害者地域自立支援協議会

親会

(事務局:障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。
また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。

①下命

②報告

相談支援専門部会

(事務局:障害者基幹
相談支援センター)

望ましい相談支援体制の仕組みや地域生活を支える仕組みについて検討する。

就労支援専門部会

(事務局:障害者就労
支援センター)

一般就労の推進と福祉的就労の充実について検討する。

権利擁護専門部会

(事務局:社会福祉協議会)

障害者の権利を守るための必要な支援や権利擁護のための取組み(成年後見制度の利用促進等)や虐待を予防するための仕組みについて検討する。

障害当事者部会

(事務局:障害者基幹
相談支援センター)

障害当事者部会で検討された内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

①事例の検討
スキルアップ等

②課題の報告

定例会議

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- ・相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等):各事業所から。

情報の共有・連携

情報の共有・連携

指定特定相談支援事業所連絡会

(事務局:障害者基幹相談支援センター)

- ・サービス利用等計画についての検討
- ・計画相談についての推進、検討

就労支援者研修会

(事務局:障害者就労支援センター)

- ・就労支援ネットワークの構築
- ・企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- ・研修会の開催や事例を通じた人材育成

情報の共有・連携

障害者差別解消支援地域協議会

(事務局:障害福祉課・予防対策課)

必要な情報を交換するとともに、障害者等からの相談事例の共有及び事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

○本協議会は障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として設置

○委員は、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等から構成

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
親会	委員委嘱 新体制スタート		委員委嘱 新体制スタート
	基幹相談支援センターのあり方について意見	地域生活支援拠点等の整備に向けた検討	
	障害者計画への意見	障害者差別解消法の基本指針に対する運用の検討	障害者差別解消に向けた取り組みの検討
相談支援専門部会	サービス利用計画への対応及び検証		区内地域で活動する関係機関等とのネットワークの強化
	望ましい相談支援体制等の検討	これまでの検討等を踏まえた、事業者や相談機関における望ましい相談支援体制等の検討	
	基幹相談支援センターのあり方、運営方針について検討		相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討
	定例会議を継続 スキルアップ、ネットワークの推進		
就労支援専門部会	産業界や、寺社・大学等の地域資源との連携の具体化		就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討
	就労の促進・継続を支援するための方策及び、ネットワーク構築についての検討		
	就労支援における現状と問題点についての情報共有		
権利擁護専門部会	障害者への権利侵害についての事例検討	障害者への権利侵害についての事例検討（虐待防止に関する取組と検討を含む）	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討
	障害者虐待の予防に関する検討		
	権利擁護のネットワーク作りについての検討（虐待防止ネットワークを含む）		
	権利擁護における障害者支援の在り方・エンパワメントについての検討（権利擁護に関する社会資源マップ作成を含む）	権利擁護における障害者支援の在り方・エンパワメントについての検討（権利擁護の望ましいあり方の検討を含む）	
	障害者の権利擁護についての望ましい在り方についての検討		
障害当事者部会			区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施
	各専門部会から付議された事項についての意見交換		
		障害当事者部会からの情報発信についての検討	

そもそも相談支援とは？

障害者総合支援法では

- 『地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。』

と規定されている。

文京区内相談支援体制について

文京区障害者基幹相談支援センター

要約すると...

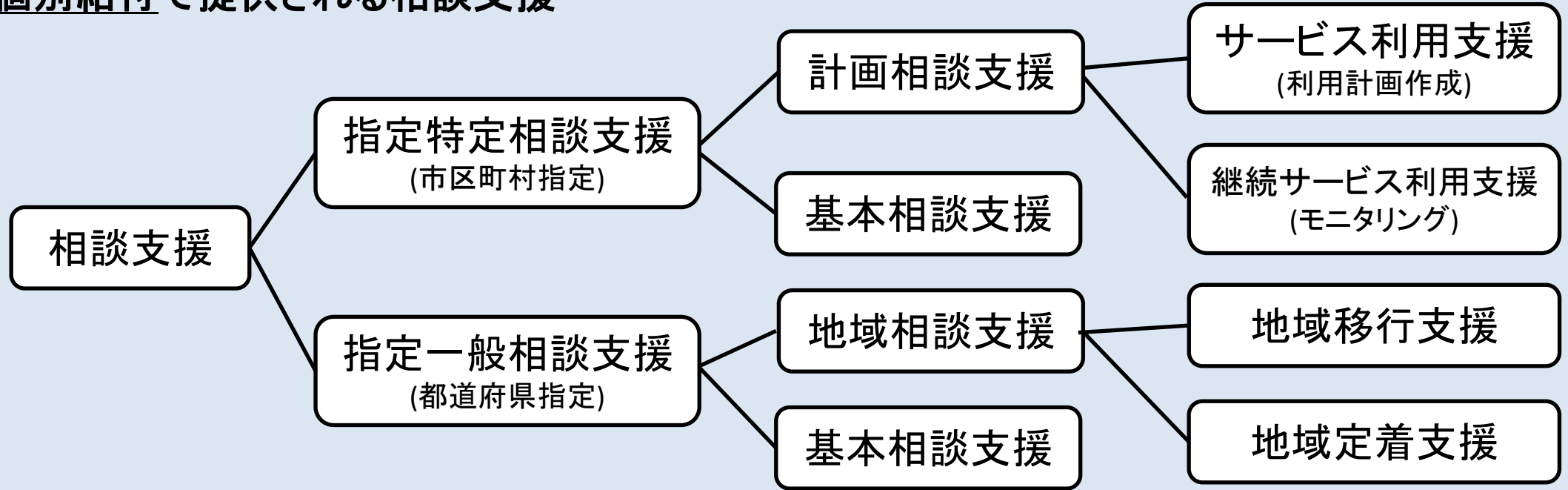
障害のある方々、その家族、または介護をしている方々の...

- ・相談に応じ
- ・必要な助言と情報提供を行い
- ・区市町村や障害福祉サービスをはじめとした、地域の社会資源に繋げ
- ・連絡調整などを行い、総合的に支援する。

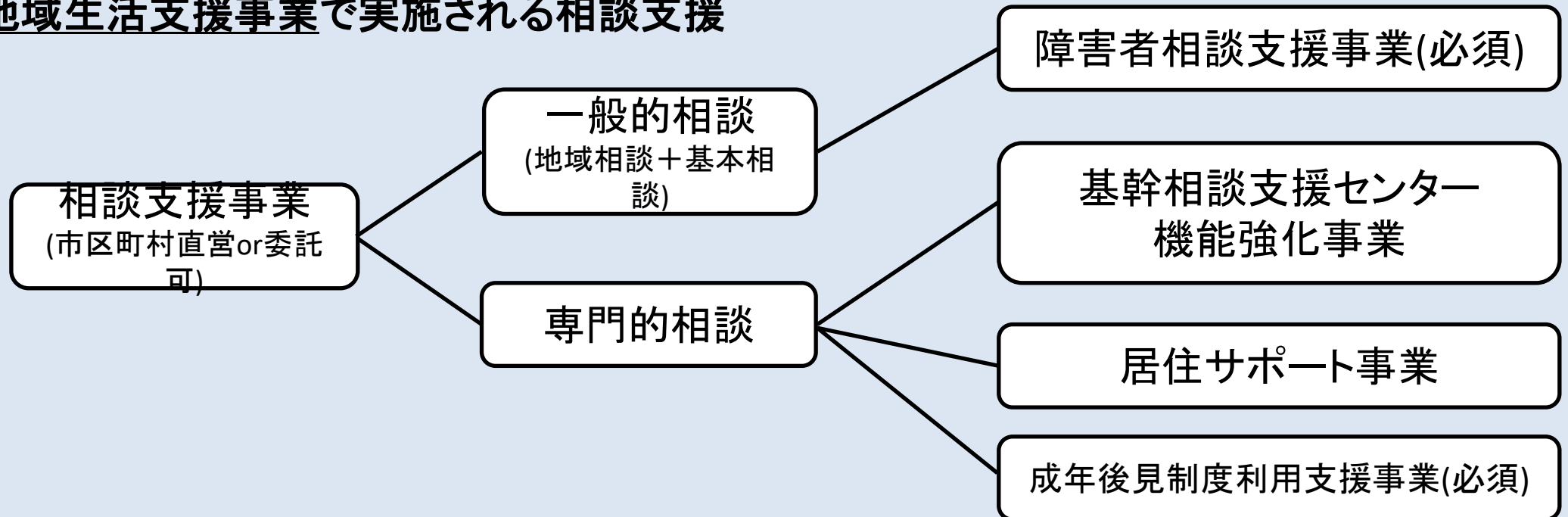
※制度的にはこれが相談支援の基本となる！！

障害者総合支援法による 相談支援体制について

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業で実施される相談支援



4月から

現行

市町村

指定相談支援事業者
に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村による相談支援事業

相談支援事業者

一般的な相談支援(市町村委託)

- 福祉サービス利用・情報提供等の相談援助
- 社会生活全般にかかる相談・支援
- 権利擁護のための支援
- 関係機関との連絡調整
- 自立支援協議会の運営・・・等

委託料

相談支援体制の強化

市町村

指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

指定は都道府県知事

- 指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング
- 障害者・障害児等からの相談

サービス等利用計画

サービス等利用計画

【計画相談】

- 利用者からの相談/アセスメント・ニーズ把握
- 関係機関との連絡調整
- サービス担当者会議の開催
- サービス等利用計画の作成
- モニタリング/計画の見直し・・・等

個別給付

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

指定は市町村長

- 計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

地域移行支援・地域定着支援

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

- 居住サポート事業(補助金)
(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)

地域移行・地域定着支援

【地域相談】

- 【地域移行支援】
 - 入所施設、精神科病院等からの地域移行支援
- 【地域定着支援】
 - 常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談その他の支援

個別給付

指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)

指定は都道府県知事

- 地域相談支援(個別給付)
 - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
 - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

障害児支援

障害児相談支援

【障害児相談】

個別給付

障害児相談支援事業者(児童福祉法)

指定は市町村長

- 障害児相談支援(個別給付)
 - ・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※ 24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

指定特定相談支援事業(計画相談＋基本相談) 指定一般相談支援事業(地域相談＋基本相談)

基本相談とは

地域の障害者等からのあらゆる種類の相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他総合的対応を行う。



特定：計画相談とは

- サービス等利用計画の作成
- 定期的なモニタリングの実施(計画の見直し、振返り、生活状況の確認等)
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

一般：地域相談とは

(地域移行支援＋地域定着支援)

- 地域移行支援
精神科病院等からの退院の支援や施設入所等からの退所支援を行い、地域生活に移行する支援
- 地域定着支援
地域で居宅生活する障害者であって、地域生活を継続するための、連絡体制を確保し、緊急時等の相談・訪問を行う支援。

一般的相談(地域相談＋基本相談)

①

- 色々な呼称がある。
 - 一般的な相談 = 市区町村相談支援事業
 - = 障害者相談支援事業 = 委託相談
 - = 一般相談 など。
- 各区市町村で必須の相談支援事業である。市区町村の責務で行う相談支援である。
- 委託での事業実施も可能。委託での事業実施の場合は委託料や補助金での運営となる。

一般的相談(地域相談＋基本相談)

②

- 福祉サービスを利用するための情報提供、相談など
 - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介
- 等々

※内容は各市町村によって異なる。

専門的相談

- 基幹相談支援センター機能強化事業

- 居住サポート事業(※文京区では未実施)

賃貸契約による一般住宅(※)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

- 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

成年後見制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続の説明, また, 成年後見人になりうる市民後見人の養成・活用などを行う。文京区社会福祉協議会で実施。

重層的な相談支援体制

<第3層>

C.地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
 - 地域の相談支援体制の強化の取組
 - 地域の相談支援事業所への専門的な指導助言、人材育成
 - 地域の相談支援機関との連携強化
 - 地域移行・地域定着の促進の取組
 - 権利擁護・虐待の防止
- 主な担い手⇒基幹相談支援センター、自立支援協議会

<第2層>

b.一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
 - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活能力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介
- 主な担い手⇒市区町村相談支援事業

<第1層>

a.基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談
 - 計画相談(サービス利用支援、継続サービス支援)
 - 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)
- 主な担い手⇒指定特定・一般相談支援事業

区内の相談支援体制

区内の相談支援事業

種別	名称	対象
基幹型 (総合・専門相談)	文京区障害者基幹相談支援センター	全障害
障害者相談支援事業 (一般的な相談支援)	文京地域生活支援センターあかり(補助) エナジーハウス(補助) みんなの部屋(補助)	精神
障害者相談支援事業 (一般的な相談支援)	文京区予防対策課 文京区保健サービスセンター 文京区保健サービスセンター本郷支所	精神・難病 児
障害者相談支援事業 (一般的な相談支援)	文京区障害福祉課	身体・知的 児
指定一般相談支援事業 (個別給付)	文京地域生活支援センターあかり	精神
指定一般相談支援事業 (個別給付)	あくせず	身体・知的 児

指定特定相談支援事業(個別給付)は区内で計9か所(障害児のみ対応を除き)

文京区指定特定相談支援事業所 聞取り調査

H28年6月

	身	知	精	ケース数	職員数	新規対応	その他
1	0	0	0	4	1	現在新規の受付はできない状況。	現在の報酬体系では運営上計画相談支援を継続して行うことは難しい状況。計画作成と介護保険のケアプラン作成の兼務ができるのがケアマネージャーのみでサービス提供責任者が兼務できないことも厳しい。介護保険では少なくとも月1回必ず利用者宅を訪問し、利用者との面接をモニタリングを行う等のケアマネジメントを行うことにより介護給付費が支払われる。、プラン作成料が担保されている。障害の計画相談が増えていかないのは、利用者の相談に乗ったり事業者間の調整などを行っても、モニタリング月しか請求が認められず介護保険のような報酬の担保がないことも大きな原因ではないか。
2	0	0		42	1	法人内サービス利用者の計画ならなんとか新規が受け付けられる。	昨年に比べケース数は微増。障害児から障害者へのサービス変更の方の新規計画相談が増えた。身体:知的の割合は身体15名ほど、知的26~7名。外部サービスのための計画相談は6~7名くらい。やはり事業運営は厳しい状況。
3			0	47	1	4・9・10月は更新の方が多く新規受入れは難しいが、他月であれば月1~2名ペース受入れ可能	居宅サービスのみの利用者の計画作成だけでは運営が困難。安定して通所が出来ている方の計画相談の割合も必要。やはり運営費は大赤字。給付の収入だけでは非常勤職員1名雇えるかどうか程度。

4		0	13	2	新規の受入れ可能。6月~1名、下半期1名、計2名ほどは受入れ可能。	現ケースは居宅サービス(ヘルパー)を使っている人ばかり。ケースの中には入院中の方もいて、地域移行としての関わりが必要な方もいる。去年より3名増えている。居宅サービス中心の利用者は時間が掛かる支援が多い。サービスを沢山使っている人は、サービスの変更などの介入時に、そのたびに個々の事業所への通知が必要になるため、全体の調整に時間がかかる。新規についてであるが、あまり数は受けられないが近隣であれば居宅サービスのみの方も受入れは可能。基本相談も充実させた計画相談をしたいと考えている。
5		0	33	3	月に1名ペースであれば新規受入れ可能	契約に至るまでに時間が掛かる。そのため給付を受けられず支援する期間が長くなる。関係作りなど含めると平均3.5か月ほど契約までに時間が掛かる。収入の担保がない。現状単体での運営費も大赤字である。
6	0	0	50	0.6	現在の職員体制では新規の受付は難しい状況。	身体・知的の重複、身体のみの方、知的・精神重複の方など数名計画作成を行っている。ほぼ同一法人の作業所の利用者の計画作成。1名OBで計画作成している。セルフプランは1名のみ。1名高齢化によりケアプランに移行した方がいる。高齢化・複雑なケースも増えていることは継続している。報酬上はやはり厳しい。作業所と併設しているのでなんとか運営できている。課題としては介護保険の移行に関して。
7	0	0	34	0.6	ケースや相談内容によって、法人外サービス利用者の新規受付も可能。	昨年度に比べ10名ほどケース数が増えている。新しく入所した方やセルフプランから計画相談に移行した人。34名中31名が通所者で3名がOB。通所者は40名ほど在籍しているが、その他の方々はセルフプランであったり、他区の方であったり、GHで作成していたりする方々。支援として実際訪問したりすることは多くはないがTELでの調整は多い。外部サービス利用者などが増えると報酬的に厳しくなる。その他として、行政関係から計画作成の依頼があったりするのだが、出来れば基本情報等の情報を事前に教えて頂けると助かる。

8	0	0		120 見含め	2	<p>ケースが多いため、現在はリアン文京の利用者を中心に新規受入れ。児童に関してもリアン文京の放課後デイ・日中短期事業利用者で中学生以上の方で新規を受けいれている。</p>	<p>120ケース大体の比率。成人：児童=70人：50人。身体：知的=20人：50人。児童の計画について新規ケースは40人中7名程度。サービスの更新月が誕生日となっている。そのため今年度から更新面接が増えてくる。更新支援は今年度が初めてのためまだ軌道に乗っているとは言い難い。今後も相談支援専門員を増やし人員を増やしていく予定。見から者へのプラン移行について、区内相談支援事業所も新規受入れが難しい状況のため引き続き支援せざる負えない状況もある。報酬についても兼務で行わなければ事業単体ではかなり厳しく、法人内サービスとセットと考えると運営は難しい状況。</p>
9	0	0		2	1	<p>開設したばかりでまだ外部からの依頼はなし。しかし法人外サービス利用者でも新規の受入れはしていきたい。</p>	<p>開設したばかりなので今のところは特になし。</p>
10	0	0	0	3	1	<p>法人内サービス利用者を中心に受けたいと考えているが、法人外サービス利用者の新規受付もする予定。申込みがあれば随時検討する。区外近隣区でも受付可能。</p>	<p>当事者や家族が計画相談支援のことを知らない方が多くいる。事業所や制度の都合でモニタリング時期が決まっていたり、具体的な計画が書面となっていることに家族や当事者が違和感を感じている。もう少し計画相談支援を必要な方に広報していくことが必要だと感じている。</p>
	7	7	5	348	13.2		

区内相談支援体制の課題

- 「アウトリーチする相談支援」が不足している。
- 障害者相談支援事業が不足している。
- 相談支援のスキルアップや人材育成の場が少ない。
- 相談支援事業の運営体制が厳しい。
- 相談支援専門員の生活相談にかかる負担が大きい。

最後に

制度的な相談支援が「相談支援」のすべてなのか？

支援者と当事者の関わりから生まれるすべてのコミュニケーションが「相談支援」だと捉える視点が、希薄なのではないか。

「相談支援」とは当事者の“生活”“生命”“人生”と一緒に悩み、考える支援ではないだろうか。

皆さんで相談支援を盛り上げましょう！！

文京区障害者基幹相談支援センター から見える区内相談支援の実情

基幹相談支援センターの機能①

- 総合相談支援体制の構築
- 地域移行・地域定着の促進
- 地域の相談支援体制の強化
- 権利擁護・虐待防止
- その他

基幹相談支援センターの機能②

- 専門的相談とは①

重複障害等の困難事例への対応

障害が重複している場合や、同居家族に何らかの障害がある、もしくは高齢による要介護状態であるといった場合があります。そのような困難事例について、アウトリーチ等による支援を行うとともに、福祉・医療・保健等の関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行っていきます。

(文京区障害者基幹相談支援センター運営方針より)

基幹相談支援センターの機能③

- 専門的相談とは②

- ア 成年後見制度利用支援

成年後見制度利用に関する相談支援や情報提供を行います。また、成年後見制度の利用が必要と判断される場合に、関係機関に繋ぐなどの支援を行います。

- イ 虐待防止の取組

虐待の通報を受けた場合には、虐待防止センターと連携して、早期対応及び解決に向けた対応を行います。

- ウ 障害者差別解消相談受付窓口としての取組

障害者差別解消相談受付窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談等を受付けます。

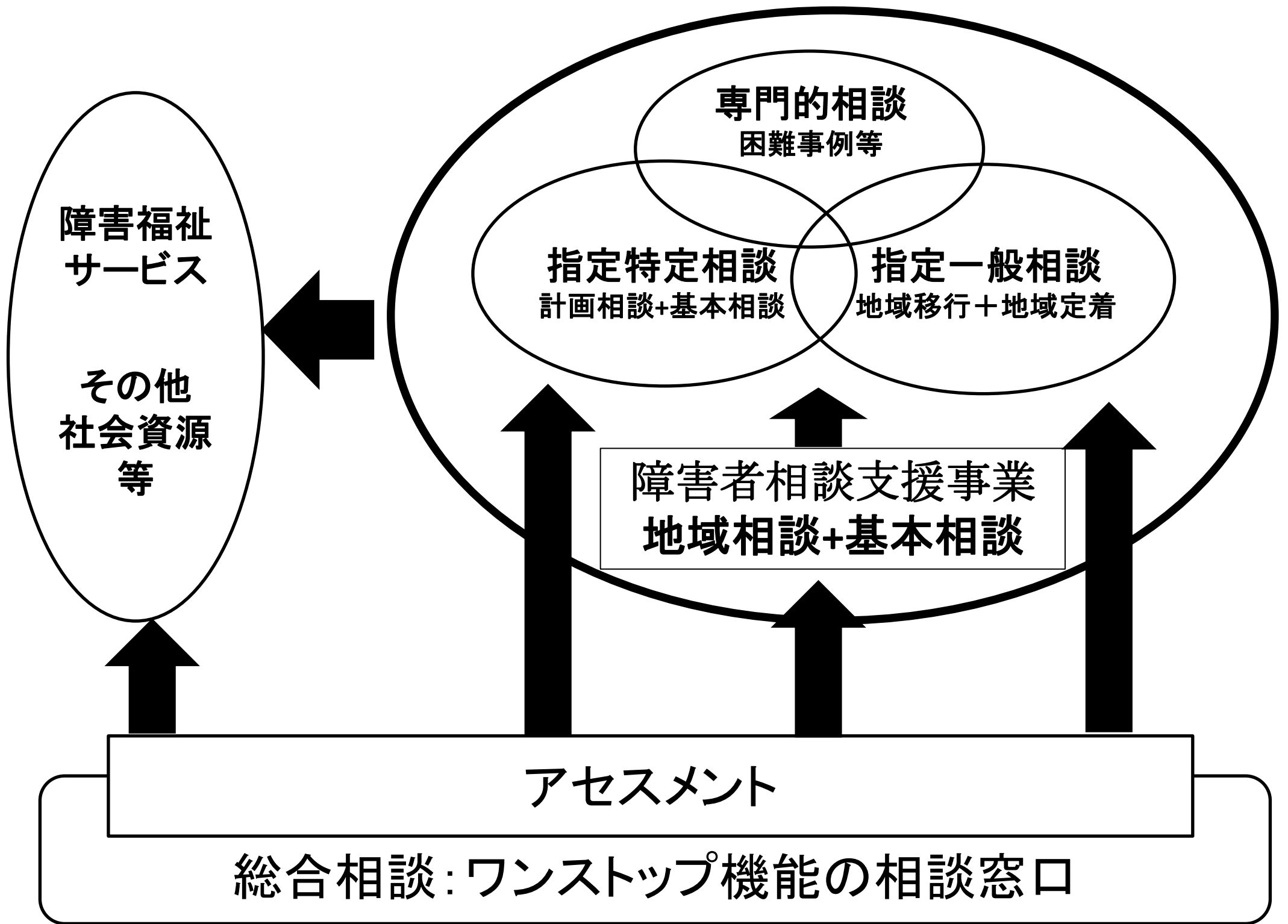
(文京区障害者基幹相談支援センター運営方針より)

基幹相談支援センターの機能④

- 総合相談支援体制の構築

＝ワンストップでの総合相談窓口とは

ワンストップでの総合相談窓口という機能は本来、相談を受け、アセスメントをし、必要な他相談支援、障害福祉サービスや社会資源の情報提供や繋ぎをする機能であり、支援体制をサポートする役割である。



基幹相談支援センターの機能⑤

- 地域移行・地域定着の促進

地域移行・定着支援を区内で促進するための体制整備や人材育成、助言、サポートをすること。

⇒よって基幹が単独で直接的に地域移行、地域定着支援に携わる訳ではなく、支援チームのサポート役となる。

基幹相談支援センターの機能⑥

- 地域の相談支援体制の強化

区内相談支援体制整備、強化、構築や相談支援専門員の育成、スキルアップ等が求められている。

⇒基幹は、支援体制の構築とサポートを行う役割である。

基幹相談支援センターから 見える課題

- 基幹は地域の中で有効活用されているだろうか。
- 基幹から次に繋ぐ資源や相談支援先が少ない。
- 福祉サービスに関わらず、地域住民や既存の社会資源を活用した支え合いの地域づくりが必要。

文京区指定特定相談支援事業所 聞取り調査

H28年6月時点
作成：文京区障害者基幹相談支援センター

	身	知	精	ケース数	職員数	新規対応	その他
1	○	○	○	4	1	現在新規の受付はできない状況。	現在の報酬体系では運営上計画相談支援を継続して行うことは難しい状況。計画作成と介護保険のケアプラン作成の兼務ができるのがケアマネージャーのみでサービス提供責任者が兼務できないことも厳しい。介護保険では少なくとも月1回必ず利用者宅を訪問し、利用者と面接をしモニタリングを行う等のケアマネジメントを行うことにより介護給付費が支払われる。、プラン作成料が担保されている。障害の計画相談が増えていかないのは、利用者の相談に乗ったり事業者間の調整などを行っても、モニタリング月しか請求が認められず介護保険のような報酬の担保がないことも大きな原因ではないか。
2	○	○		42	1	法人内サービス利用者の計画ならなんとか新規が受け付けられる。	昨年に比べケース数は微増。障害児から障害者へのサービス変更の方の新規計画相談が増えた。身体・知的の割合は身体15名ほど、知的26～7名。外部サービスのみの計画相談は6～7名くらい。やはり事業運営は厳しい状況。
3			○	47	1	4・9・10月は更新の方が多く新規受入れは難しいが、他月であれば月1～2名ペース受入れ可能	居宅サービスのみの利用者の計画作成だけでは運営が困難。安定して通所が出来ている方の計画相談の割合も必要。やはり運営費は大赤字。給付の収入だけでは非常勤職員1名雇えるかどうか程度。
4			○	13	2	新規の受入れ可能。6月～1名、下半期1名、計2名ほどは受入れ可能。	現ケースは居宅サービス(ヘルパー)を使っている人ばかり。ケースの中には入院中の方もいて、地域移行としての関わりが必要な方もいる。去年より3名増えている。居宅サービス中心の利用者は時間が掛かる支援が多い。サービスを沢山使っている人は、サービスの変更などの介入時に、そのたびに個々の事業所への通知が必要になるため、全体の調整に時間がかかる。新規についてであるが、あまり数は受けられないが近隣であれば居宅サービスのみの方も受入れは可能。基本相談も充実させた計画相談をしたいと考えている。
5			○	33	3	月に1名ペースであれば新規受入れ可能	契約に至るまでに時間が掛かる。そのため給付を受けられず支援する期間が長くなる。関係作りなど含めると平均3.5か月ほど契約までに時間が掛かる。収入の担保がない。現状単体での運営費も大赤字である。
6	○	○		50	0.6	現在の職員体制では新規の受付は難しい状況。	身体・知的の重複、身体のみの方、知的・精神重複の方など数名計画作成を行っている。ほぼ同一法人の作業所の利用者の計画作成。1名OBで計画作成している。セルフプランは1名のみ。1名高齢化によりケアプランに移行した方がいる。高齢化・複雑なケースも増えていることは継続している。報酬上はやはり厳しい。作業所と併設しているのだからなんとか運営できている。課題としては介護保険の移行に関して。
7	○	○		34	0.6	ケースや相談内容によって、法人外サービス利用者の新規受付も可能。	昨年度に比べ10名ほどケース数が増えている。新しく入所した方やセルフプランから計画相談に移行した人。34名中31名が通所者で3名がOB。通所者は40名ほど在籍しているが、その他の方々はセルフプランであったり、他区の方であったり、GHで作成していたりする方々。支援として実際訪問したりすることは多くはないがTELでの調整は多い。外部サービス利用者などが増えると報酬的に厳しくなる。その他として、行政関係から計画作成の依頼があったりするのだが、出来れば基本情報等の情報を事前に教えて頂けると助かる。
8	○	○		120 児含め	2	ケースが多いため、現在はリアン文京の利用者を中心に新規受入れ。児童に関してもリアン文京の放課後デイ・日中短期事業利用者で中学生以上の方で新規を受けいれている。	120ケース大体の比率。成人：児童＝70人：50人。身体：知的＝20人：50人。児童の計画について新規ケースは40人中7名程度。サービスの更新月が誕生日となっている。そのため今年度から更新面接が増えてくる。更新支援は今年度が初めてのためまだ軌道に乗っているとは言いがたい。今後も相談支援専門員を増やし人員を増やしていく予定。児から者へのプラン移行について、区内相談支援事業所も新規受入れが難しい状況のため引き続き支援せざる負えない状況もある。報酬についても兼務で行わなければ事業単体ではかなり厳しく、法人内サービスとセットとして考えないと運営は難しい状況。
9	○	○		2	1	開設したばかりでまだ外部からの依頼はなし。しかし法人外サービス利用者でも新規の受入れはしていきたい。	開設したばかりなので今のところは特になし。
10	○	○	○	3	1	法人内サービス利用者を中心に受けていきたいと考えているが、法人外サービス利用者の新規受付もする予定。申込みがあれば随時検討する。区外近隣区でも受付可能。	当事者や家族が計画相談支援のことを知らない方が多くいる。事業所や制度の都合でモニタリング時期が決まっていたり、具体的な計画が書面となっていることに家族や当事者が違和感を感じている。もう少し計画相談支援を必要な方に広報していくことが必要だと感じている。
	7	7	5	348	13.2		

区内の相談支援事業

種別	名称	対象の障害
基幹型 (総合・専門相談)	文京区障害者基幹相談支援センター	全障害
障害者相談支援事業 (一般的な相談支援)	文京地域生活支援センターあかり(補助) エナジーハウス(補助) みんなの部屋(補助)	精神障害
	文京区予防対策課 文京区保健サービスセンター 文京区保健サービスセンター本郷支所	精神障害 難病
	文京区障害福祉課	身体障害 知的障害
指定一般相談支援事業 (個別給付)	文京地域生活支援センターあかり	精神障害
	あくせす	身体障害 知的障害
指定特定相談支援事業 (個別給付)	文京地域生活支援センターあかり	精神障害
	あくせす	身体障害 知的障害
	サポートセンターいちよう	精神障害
	エナジーハウス	精神障害
	ふる里学舎大塚	身体障害 知的障害
	ふる里学舎本郷	身体障害 知的障害
	地域プラザ ふらっと	身体障害 知的障害
	だんござかハウス 相談支援係	身体障害 知的障害
	指定特定相談支援事業 ふくろう	身体障害 知的障害 精神障害
その他 (専門相談)	あんしんサポート文京(権利擁護センター)	全障害
	文京区障害者虐待防止センター	全障害

指定特定相談
計画相談 + 基本相談

指定一般相談
地域移行 + 地域定着



- ・文京地域生活支援センターあかり^精
- ・あくせす^{身知}
- ・サポートセンターいちょう^精
- ・エネルギーハウス^精
- ・ふる里学舎大塚/本郷^{身知}
- ・地域プラザふらっと^{身知}
- ・だんござかハウス相談支援係^{身知}
- ・指定特定相談支援事業ふくろう

- ・文京地域生活活動支援センターあかり^精
- ・あくせす^{身知}

- ◆ 地域活動支援センター
- ・文京地域生活活動支援センターあかり^精
- ・エネルギーハウス^精
- ・みんなの部屋^精
- ◆ 行政
- ・文京区予防対策課^精^難
- ・文京区保健サービスセンター・本郷支所^精^難
- ・文京区障害福祉課^{身知}

障害者相談支援事業
地域相談 + 基本相談

あんしんサポート文京
(権利擁護センター)

文京区障害者虐待防止
センター

その他

専門相談

② 相談支援全体のコーディネーター
文京区障害者基幹
相談支援センター

連携

連携

連携

連携

連携

連携

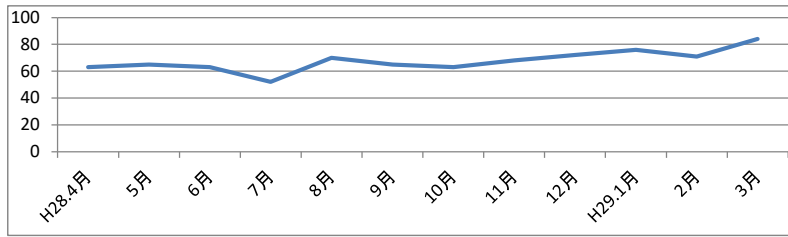
文京区障害者基幹相談支援センター 平成28年度 実績報告

1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数 H28年度:のべ812名、(H27年度 552名。前年度比 147.1%)

	単位:人												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談実人数	63	65	63	52	70	65	63	68	72	76	71	84	812名

(67.67人/月)

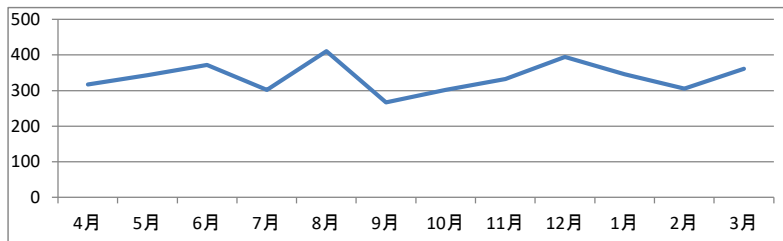


単位:人

(2) 総相談件数 H28年度:のべ4,052件(H27年度 3,382件。前年度比 119.8%)

	単位:件												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総相談件数	317	343	372	302	411	267	302	332	394	346	305	361	4,052件

(337.67件/月)

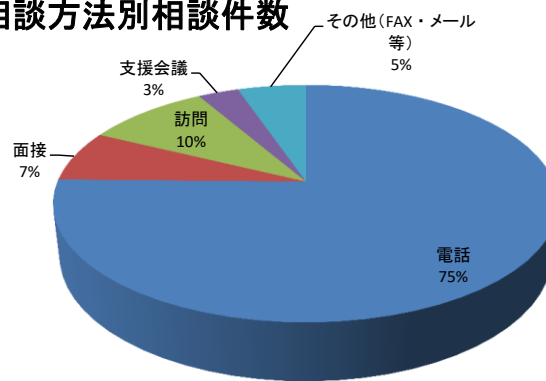


単位:件

(3) 相談方法別相談件数

	28年度	27年度
電話	3,051	2,362
面接	282	301
訪問	381	512
支援会議	126	89
その他(FAX・メール等)	212	118
合計	4,052	3,382

(3) 相談方法別相談件数

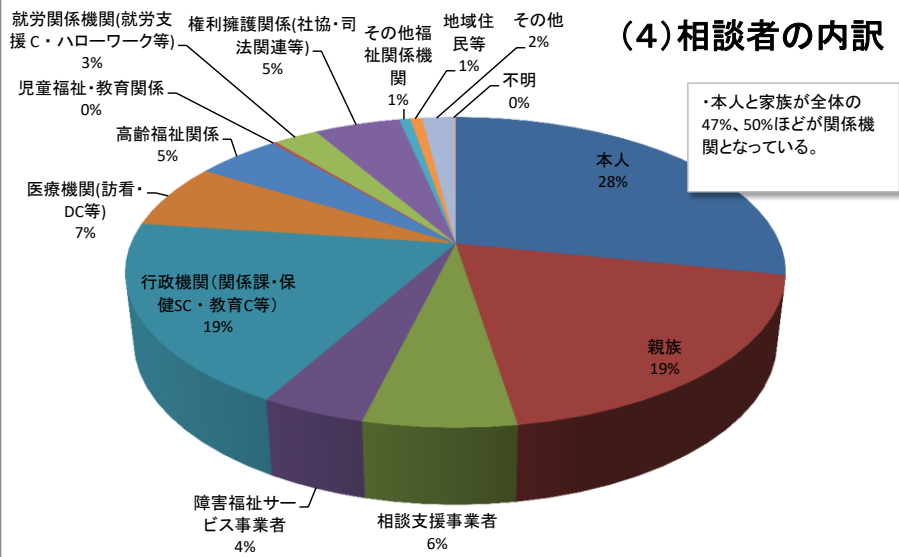


・電話件数の割合が多く、訪問に件数は前年度より減となっている。但し、訪問の内訳を見ると、精神障害者の退院促進の動きが増えており、区内に入院できる病院が少ないため、区外の病院への訪問が多く、1回あたりの往復にかなりの時間を費やしている。

(4) 相談者の内訳

	28年度
本人	1,144
親族	781
相談支援事業者	255
障害福祉サービス事業者	175
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	771
医療機関(訪看・DC等)	274
高齢福祉関係	200
児童福祉・教育関係	9
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	105
権利擁護関係(社協・司法関連等)	204
その他福祉関係機関	26
地域住民等	28
その他	74
不明	6
合計	4,052

(4) 相談者の内訳

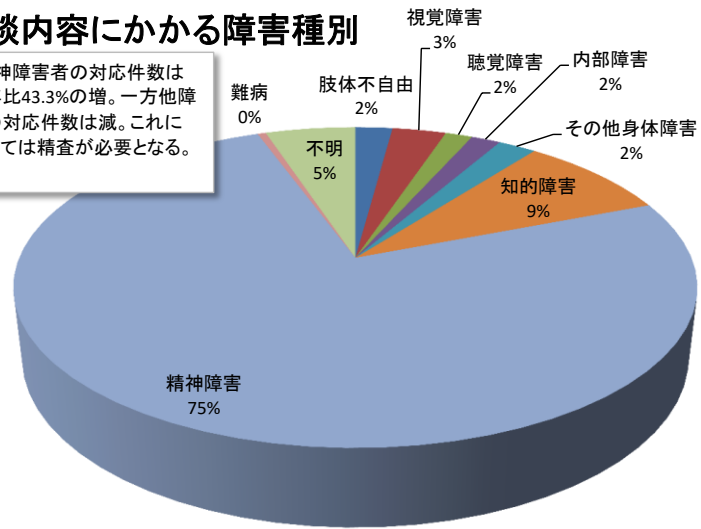


・本人と家族が全体の47%、50%ほどが関係機関となっている。

(5) 相談内容にかかる障害種別	28年度	27年度
肢体不自由	85	173
視覚障害	123	300
聴覚障害	62	210
内部障害	67	31
その他身体障害	87	11
知的障害	350	377
精神障害	3,053	2,130
難病	19	30
不明	206	120
合計	4,052	3,382

(5) 相談内容にかかる障害種別

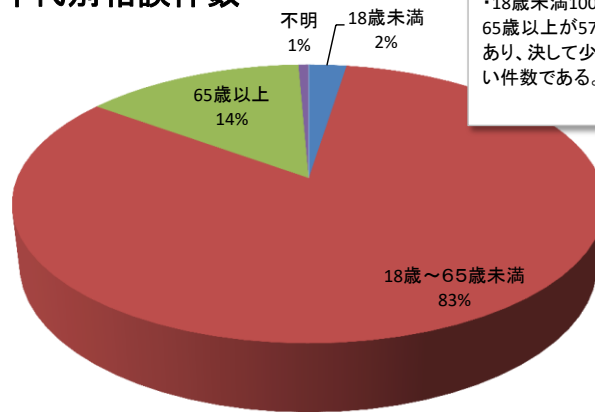
・精神障害者の対応件数は前年比43.3%の増。一方他障害の対応件数は減。これについては精査が必要となる。



(6) 年代別相談件数	28年度	27年度
18歳未満	100	93
18歳～65歳未満	3,346	2,912
65歳以上	579	367
不明	27	10
合計	4,052	3,382

(6) 年代別相談件数

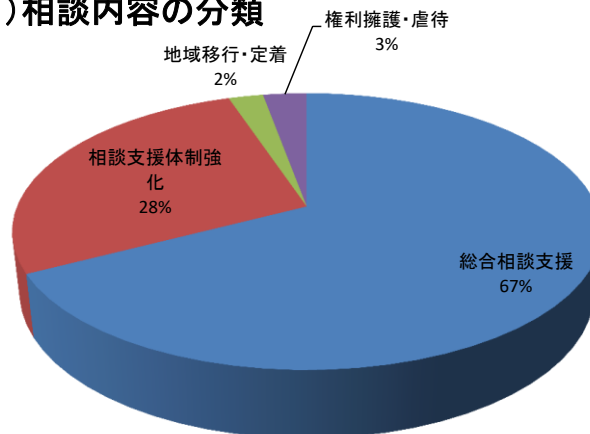
・18歳未満100件、65歳以上が579件であり、決して少ない件数である。



(7) 相談内容の分類	28年度	27年度
総合相談支援	5,526	4,424
相談支援体制強化	2,259	1,231
地域移行・定着	186	368
権利擁護・虐待	234	163
合計	8,205	6,186

(相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致しない。必要な場合は3項目まで可)

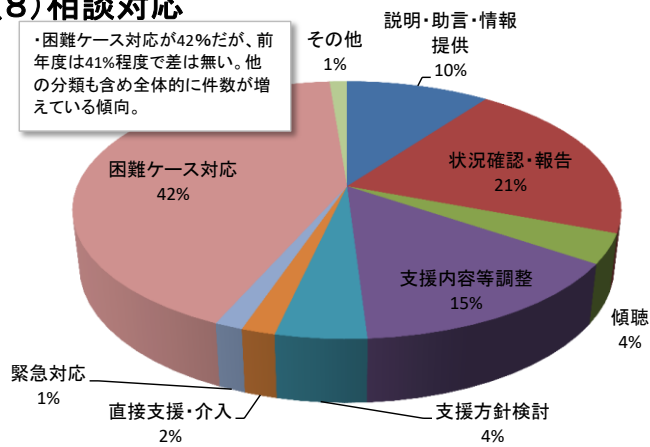
(7) 相談内容の分類



(8) 相談対応	28年度	27年度
説明・助言・情報提供	409	432
状況確認・報告	838	879
傾聴	150	111
支援内容等調整	589	309
支援方針検討	183	156
直接支援・介入	68	63
緊急対応	57	35
困難ケース対応	1,708	1,387
その他	50	10
合計	4,052	3,382

(8) 相談対応

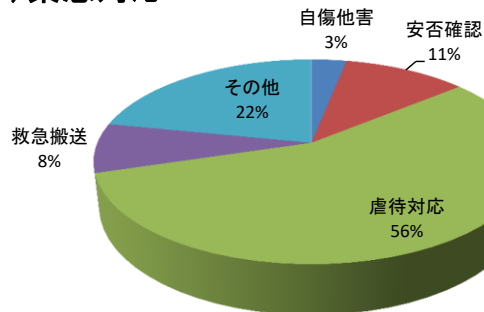
・困難ケース対応が42%だが、前年度は41%程度で差は無い。他の分類も含め全体的に件数が増えている傾向。



(9) 緊急対応・困難ケースの対応	28年度	27年度
自傷他害	2	4
安否確認	7	27
虐待対応	36	1
救急搬送	5	6
その他	14	2
計	64	40

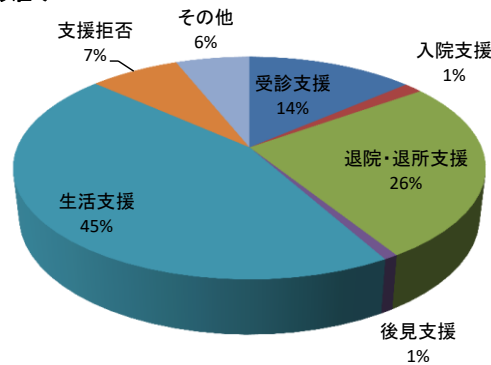
(9) 緊急対応

・緊急対応、困難ケース対応ともに、年度により内訳に違いがあるが、一人一人の顔を浮かべると、納得のいく内訳で、今年度虐待対応が増えたのも、1名の対応でこれだけの件数となっている。



(9) 困難ケース	28年度	27年度
受診支援	232	184
入院支援	26	35
退院・退所支援	440	212
後見支援	14	2
生活支援	761	792
支援拒否	125	151
その他	103	6
計	1,765	1,382

(9) 困難ケース



※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入院又は施設等への入退院に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等	28年度	27年度
出席会議	116	147
支援会議開催	28	30
支援会議参加	98	59
参加研修	69	73
出張講座	1	5
基幹周知活動	23	44

・27年度と比べると、支援会議以外は件数が減っている。これは28年度の基幹の活動の比重をそのまま表しているとも言える。

平成 29 年度 文京区障害者基幹相談支援センター 事業計画

平成 29 年 4 月 1 日

文京区長 殿

運営法人名 復生あせび会・文京槐の会共同事業体
代表者氏名 安達 勇二
所在地 東京都文京区小日向 2-16-15
電話番号 03-5940-2903

平成 29 年度文京区障害者基幹相談支援センター事業計画を以下のとおり提出します。

1 基本的な運営方針

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、文京区障害者基幹相談支援センターは、平成 27 年 4 月より区の委託を受け、社会福祉法人復生あせび会と社会福祉法人文京槐の会が、共同で運営します。

現在地域では、障害者及びその家族の高齢化に伴う家族全体に関する相談、また、障害の重複等による複合的な相談など、高度かつ複雑な内容の相談が増えています。そのような地域での課題に対応するための、相談支援活動の中核的な役割を担う相談支援センターを目指します。疾病・障害の種別に関わらず支援を必要とする方に対し、きめ細やかな相談支援や障害福祉サービスの利用支援等を、専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し行っていきます。

また、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、または研修などを通じ、人材育成を目指すとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

平成 29 年度は、主に以下の事業を推進します。

【総合相談支援等】

障害及び難病等に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行うとともに、家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談に対応しつつ、相談支援事業者等への助言を行います。また、「基幹相談支援センター」の周知活動を継続し、対応方法の平準化を図りながら「相談して良かった」という実感を持っていただけるよう取り組みます。さらに、相談支援の拡充を図る目的で、障害当事者同士で気軽に相談話を話し合える場としてピアグループ活動を実施します。

【相談支援体制の強化】

指定相談支援事業者を始めとする関係機関と連携・協働しながら地域課題の解決に向けた相談支援体制を構築しつつ、障害福祉に関する福祉ニーズに応えるため、研修等を通じた人材育成を目指します。

- 指定特定相談支援事業所連絡会を月1回開催し、区とも連携の上、計画相談のあり方について、協議、検討を進めていくとともに、事例検討等を通じ各事業所の計画相談の質の向上を目指します。
- 高齢・障害関係各団体との連携を密にするために、各種研修会・勉強会に積極的に参加していきます。
- 関係団体と連携し、当事者活動や支援活動を推進するための人材育成を目指し、研修等を企画します。
 - ・文京区精神障害者支援機関実務者連絡会を年3回程度、予防対策課と共に実施します。
 - ・文京区障害者地域自立支援協議会相談支援専門部会定例会議を開催し、事例検討や地域のネットワーク構築の場を提供します。

【地域移行・地域定着】

- 入所施設や精神科病院等への働きかけや、地域の体制整備に係るコーディネートを行い、安心できる地域生活へとつなげていきます。
- 区関連部署と連携し、課題の共有をしつつ、事業対象者を把握するため、医療機関への状況調査や対象者への周知活動を引き続き行います。
 - 文京区における地域移行支援の一次窓口としてアセスメントを行い、区関連部署や事業所と連携し、適切な支援につなげていきます。
 - 地域生活への移行に向けて、区関連部署や地域事業者、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行います。
 - 移行後の安定した地域生活に向け、関連部署と課題を共有し、必要な支援をコーディネートしていきます。

【権利擁護・虐待防止】

- 障害者等から権利擁護に関する相談に応じ、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、虐待防止に関する支援を実施するとともに、その他啓発に関する活動を実施します。
- 虐待防止センターの窓口として、関係課と連携し夜間・休日の通報を受け付けます。
 - 平成28年4月施行の障害者差別解消法に基づき、新たに設置する障害者差別解消相談窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談等を受け付けます。

【その他】

- 障害のある方の自立や社会参加を推進することを目的に各種講座等を行っていきます。
- 「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、平常時及び災害時における役割を担います。
- 地域の相談体制確立と地域課題の解決を目指す自立支援協議会の相談支援専門部会と障害当事者部会の事務局運営等を行います。

3 平成29年4月1日の職員体制

(1) 障害者基幹相談支援センター長

氏名	兼務する業務
安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり

(2) 障害者基幹相談支援センター職員

	氏名	資格	専任 兼任	常勤 非常勤	経験 年数	兼務する業務
1	海老名 大	社会福祉士	専任	常勤	16年	
2	美濃口 和之	社会福祉士 精神保健福祉士	兼任	常勤	14年	文京ホームアンダランテ 管理者
3	菊池 景子	精神保健福祉士	専任	常勤	15年	
4	鈴木 聖人	社会福祉士 精神保健福祉士	専任	常勤	13年	
5	小久保 葉純	精神保健福祉士	専任	常勤	3年	
6	中島 亮	精神保健福祉士	専任	常勤	1年	
7	林 里江	社会福祉士	専任	非常勤		
8	宮森 りつ子	手話通訳者養成 クラス終了者	専任	非常勤		

2 平成28年度障害者基幹相談支援センター 事業評価

	項目	28年度の計画	28年度の評価	29年度の計画
1	総合相談業務	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確かな状況把握を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。	◎ 周知が進み当事者・家族・支援関係者・民生委員・近隣住民からの直接相談も増えてきた。虐待に関する相談や警察からの支援要請など、より専門性を必要とする相談も増えている。所内で検討した結果、緊急性があると判断した時には積極的にアウトリーチ支援を行った。	面接(来所、訪問)や電話等により当事者・家族等の様々な相談を受け、必要時には訪問するなどの確かな状況把握を行い、専門的または緊急の対応についての必要性を判断する。
		必要な研修へ積極的に参加し、重層的課題へ対応できるよう、相談支援技術の向上を目指すとともに対応の標準化を図る。	◎ 研修に積極的に参加し、質の向上に努めた。障害が重複していたり、同居家族にも支援が必要であったりする場合、アウトリーチを含む継続的支援を行い重層的課題に対応した。また、毎朝のミーティング等で職員同士、事例や情報の共有を図り対応の標準化と専門性の向上に努めた。	必要な研修へ積極的に参加し、重層的課題へ対応できるよう、相談支援技術の向上を目指すとともに対応の標準化を図る。
		福祉・保健に関するサービスの情報提供及び各関係機関へ紹介を行い、その後のフォローアップを行う。	○ 適切なサービスや窓口の情報提供を行い、必要時には本人と事業所との顔合わせなども行い、丁寧な紹介を心がけた。また、紹介だけでなく、本人・事業所のフォローアップも行ったが、新規相談件数が増え、継続的なフォローアップに課題を残した。	福祉・保健に関するサービスの情報提供及び各関係機関へ紹介を行い、定期的に内部で確認する等その後のフォローアップを行う。
		サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。	◎ 障害者手帳取得のための診断書の作成依頼等、取り次ぎに必要な申請窓口への連絡、支援依頼を行った。	サービス利用申請手続きの代行・取り次ぎの便宜を図る。
		専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合は、ケース会議を開催する等、関係機関と連携し対応する。	◎ 必要時には、ケース会議を開催して関係機関の役割を整理し、連携が組みやすくなるような体制作りをした。また、本人を中心とする会議を実施することで、より支援方針が明確になり支援を円滑に行うことができた。昨年度、ケース会議の件数が月平均7件だったのに対して今年度は10件と増加した。	専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合は、ケース会議を開催する等、関係機関と連携し対応する。
		ピアグループ活動を実施し、ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。	○ ピアグループ活動を実施した。障害種別による参加人数に偏りがあり、開催時間が短い等の感想がみられたものの、参加者のアンケートからは概ね満足度の高い結果が得られた。定期的参加者も見られるため、ピアカウンセリングの実施についても検討を行った。	ピアグループ活動を実施し、ピアカウンセリングの実施に向けた検討を行う。
2	相談支援体制の強化	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行うとともに、区・事業所と協議し、個々の状況に応じた質の高い計画立案ができるよう支援していく。	◎ 相談支援専門員と連携し、アセスメントを共に行いモニタリングについての具体的助言を行った。また、毎月行う文京区指定特定相談支援事業所連絡会においても課題を共有する中で、情報交換や支援方針の検討を行った。	計画相談のあり方について、協議会等による整理、検討を行うとともに、区・事業所と協議し、個々の状況に応じた質の高い計画立案ができるよう支援していく。
		各関係団体等と連携し、相談支援体制強化のための研修等を企画する。	○ 予防対策課と共同し、実務者連絡会の企画・内容検討・事務局を担い、年3回実施するとともに、文京家族会の活動に参加した。障害者自立支援協議会相談支援専門部会の下部組織である定例会議の事務局を担い、年4回実施予定を計画通り実施した。事務局として各回の企画・内容検討会議にも参加をし、助言等も行った。しかし、各研修が連動しておらず、課題を残した。	各関係団体等と連携し、相談支援体制強化のための研修等を企画する。
		収集した地域のインフォーマルサービス等の情報を集約し、相談支援に活かすための仕組みづくりをする。	○ 個別支援や各種会議・研修において、各関係機関から情報収集を行った。また、基幹窓口に来所して下さる団体の方々からも情報を頂くことができた。相談者等に対し、必要に応じて情報提供を行ったが、まとめるまでには至らなかった。	収集した地域のインフォーマルサービス等の情報を集約し、相談支援に活かすための仕組みづくりをする。
		相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。	◎ 各事業所等の会合には積極的に参加するとともに、指定特定相談支援事業所連絡会を毎月定期に開催した。会合には事務局として必ず出席し、区や地域の支援事業所と指定特定相談支援事業や指定一般相談支援事業のあり方について検討を行った。別途、障害児計画相談についての連絡会も開催し、アセスメントツールの活用について協議した。	相談支援事業所等の会合への出席や連絡会を開催する。
		基幹相談支援センターの取り組みについて周知活動を行う。	○ 関係機関訪問時や勉強会、実務者連絡会等の研修、目立支援協議会などで、リーフレットや資料を配布しながら周知に努めた。また、リーフレットの用紙を厚紙や色付きにする等、手に取ってもらいやすいための工夫を行った。他市区町村から基幹相談支援センターの機能に関する問い合わせも増え、主管課とも相談しながら個別に見学や説明を行った。しかし、家族等から基幹相談支援センターの取組みに関する周知が不十分とご指摘を踏まえ、引き続き周知活動を行う必要性がある。	基幹相談支援センターの取り組みについて周知活動を行う。
3	地域移行・地域定着	検討の場に保健サービスセンターを始めとする区関連部署の担当者を招き、地域の入所施設や精神科病院の現状と課題を共有することにより、事業実施に向けて更なる連携の強化を図る。併せて、精神科病院への働きかけを行い、事業対象者の把握に努める。	◎ 所管課と連携し、事業実施のための地域移行支援検討会議(以下支援検討会議)を年5回開催し、アセスメントのためのフェイスシートやフロー図を作成した。併せて事業対象者の把握と事業周知のためのリーフレット等を作成して連携を希望する病院に送付したところ、3病院4名から利用を希望する問合せがあった。	区関連部署や指定一般相談支援事業所と連携し、地域移行支援を実施する。併せて、精神科病院への働きかけを行い、引き続き事業対象者の把握に努める。
		制度理解や目的の周知のために区関連部署及び地域事業者に研修を行い、地域移行・定着支援事業を普及させるための支援者チームの構築を目指す。	○ 研修開催には至らなかったが、支援検討会議を通して地域移行支援のための体制(支援者チーム)を作ることができた。また、文京区の地域移行・地域定着支援体制を周知するため、長期入院患者向けパンフレット、病院向け事業案内を作成し、連携を希望する病院に配布した。	区関連部署や地域の事業所と連携し、地域定着支援を実施する。
		サービスの利用開始に向けて、区関連部署及び地域事業者と支援チームを構築し、近隣区や都と協働して地域移行・地域定着支援を行うことを目標とする。	◎ サービスの利用申し込みを受け、区関連部署・一般相談支援事業所が連携して、地域移行支援サービスの給付を行うことができた。また、圏域別会議をはじめとする地域移行支援に関する研修に参加することで、近隣区や病院との一層の連携を深めることができた。	支援の質の向上と連携の強化に向け、支援関係者に対し研修等を実施し、個別支援における支援者チームの構築を目指す。
4	権利擁護・虐待防止	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。	◎ 各団体からの依頼に対して講師を派遣した。福祉センター祭り等において、当事者と一緒にシンポジウムを行う等、障害理解のための普及啓発活動を行った。	地域住民及び関係者への啓発活動を行う。
		所内事例検討を実施し、対応能力向上と標準化を図る。	○ 新規相談が増え定期的な実施はできなかったものの、緊急性のあるものや支援方針に迷うケースはその都度、所内事例検討を行った。また、所内事例検討の日を必ず設け、継続した事例検討に取り組んだ。	所内事例検討を定期的に実施し、対応能力向上と標準化を図る。
		他機関によるケース検討会議に参加し、会議の進め方も含めた検討を行う。	◎ 文京区社会福祉協議会でやっている成年後見制度推進機関ケース会議や、障害者地域自立支援協議会権利擁護部会、また、高齢者あんしん相談センターが開催する地域ケア会議に参加し関係機関と意見交換をしながら、対応能力の向上を図った。	他機関によるケース検討会議に参加し、会議の進め方も含めた検討を行う。
5	その他	区が指定する障害者自立支援協議会の部会運営を行う。	◎ 専門部会(相談支援部会・当事者部会)の事務局運営を行った。また、事務局会議に参加し、各部会と親会の連動や自立支援協議会の方向性に関する議論等、協議会全体のあり方について検討を行った。	区が指定する障害者自立支援協議会の部会運営を行う。
		区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。	○ 総合相談支援で培った知識を活かし、支援区分認定調査を年10件実施した。	区が指定する支援区分認定調査対象者に対する調査を実施する。審査会の日程を共有する等内部連携を見直し、対応件数を増やしていく。
		視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。	○ 前年度と比較すると準備は早く進めることができた。継続した参加者も多いが、講師をはじめとする、そこで出会う人々との親睦を深めている様子がみられた。参加人数等に課題を残した。	視覚障害者、その他の障害者のパソコン教室を実施する。
		障害者の自立及び社会参加を推進することを目的に各種講座を行う。	○	障害者の自立及び社会参加を推進することを目的に各種講座を行う。

平成 29 年度定例会議の進め方について

1 概要

(1) 目的

- ・地域の相談支援ネットワークの強化、研修機能、地域の足りない資源を吸い上げて課題を相談支援専門部会へ提言していく。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図る。
- ・事例について、問題解決に寄与できるよう議論を深めていく。
- ・事例や会議内容から出てくる課題についても、一定の整理ができるようにする。

(2) 開催方法

- ・相談支援を行っている事例を中心に、事例検討を行う。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図るといった目的に合致する内容で実施をする。
- ・固定のメンバーを選出する。呼びかけの対象は地域自立支援協議会の関係する事業所（自立支援協議会から退任した場合も含む）とサービス等利用計画を作成している事業所とし、各事業所から固定のメンバーを出してもらい、原則として固定の委員が出席する。

<対象事業所> 計 22 名

地域生活支援センターあかり・エナジーハウス・東京カリタスの家（成人・児童）・本郷の森
 東大DH・文京槐の会・相談支援事業所ふくろう・工房わかぎり・本郷福祉センター
 大塚福祉作業所・小石川福祉作業所・リアン文京・文京区教育センター・トチギ介護サービス
 文京区社会福祉協議会・スタジオ I L 文京・リバーサル・富坂子どもの家・ケアワーク東京
 訪問看護ステーションけせら・だんござかハウス

- ・貴重な学びの機会であるため、各事業所から、他の職員が傍聴参加することも認める。（個人情報への留意については「留意点」参照）
- ・原則の参加者は上記の通りだが、会議の内容及び目的によっては上記の傍聴者以外にも参加を認める。
- ・定例会議には、スーパーバイズのできる方に参加して頂く。（自立支援協議会会長及び副会長、障害福祉課長など）また、相談支援専門部会の部会長・副部会長にもスーパーバイザーとして参加してもらい部会と定例会議の連動を図る。
- ・相談支援専門部会委員は、希望により参加可能。

(3) 進め方

- ・会議開催時間は 2 時間を上限とする。
- ・会議内容により、都度進め方が変わるため、開催案内にて記載する。

2 定例会議の運営について

(1) 運営方法

- 参加する事業所で3つの事務局グループを作る。
- グループで1回の定例会議を担当し、会議内容の企画、検討と会議の運営（事例の決定、通知、当日の進行、司会（ファシリテーター）、記録の整理など）を行う。
- 各グループは会議の運営を検討するため、開催日事前に集まり運営方法を話し合う。

（グループ構成） ◎はリーダー、○はサブリーダー

- A ◎エナジーハウス、○大塚福祉作業所、小石川福祉作業所、リバーサル、訪問看護ステーションけせら、富坂子どもの家、文京槐の会、
- B ◎リアン文京、○だんござかハウス、文京区社会福祉協議会、トチギ介護サービス、银杏企画三丁目移行分室、工房わかぎり、カリタス翼
- C ◎ふくろう、○東大DH、スタジオIL 文京、みんなの部屋、ケアワーク東京、文京区教育センター、地域生活支援センターあかり、本郷福祉センター(若駒の里)

(2) 開催日程

- 原則として、年3回開催とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			A		B			C			

※アルファベットのグループが、運営や会議内容の企画検討などを行う。

3 留意点

- ◎個人情報については、相当な留意が必要である。

事例は匿名とし、資料は終了後に回収する。

可能な限り、本人に事例検討を行うことの許可を得る。

守秘義務について参加職員の十分な認識が必要である。名簿に守秘義務についても記載し、出欠確認と合わせて記名をお願いする。

- 必要に応じて録音することがあるが、会議のまとめを作成するためのみに使用する。

平成29年度定例会議名簿

グループ	No	出席者(敬称略)	名称	役割	連絡先アドレス
A	1	すずき じゅん 鈴木 淳	エナジーハウス	リーダー	energyhonpo@yahoo.co.jp
	2	ひがせ と おる 東瀬戸 徹	大塚福祉作業所	サブ リーダー	fgakusya-otuka@marble.ocn.ne.jp
	3	あべ ともこ 阿部 智子	訪問看護ステーションけせら		abe@houkankesera.net
	4	さとう ひでかず 佐藤 英和	リバーサル		reversal.hongo@gmail.com
	5	かつまた まき 勝間田 万喜	富坂子どもの家		katsumata@ceam.asia
	6	とうむら ゆきえ 當村 雪恵	文京槐の会		heartpia2@enjunokai.com
	7	うちだ きょうすけ 内田 京介	小石川福祉作業所		fgakusya-koishikawa@lake.ocn.ne.jp
B	8	あべ すぐる 安部 優	リアン文京	リーダー	abe@team-lien.com
	9	とよしま たつや 豊島 竜哉	だんござかハウス	サブ リーダー	dangozaka-soudan@chic.ocn.ne.jp
	10	うらた あい 浦田 愛	文京区社会福祉協議会		urata@bunsvakyo.or.jp
	11	たちばな かずよ 立花 和世	トチギ介護サービス		tochigi@heart.ocn.ne.jp
	12	こかじ はるみ 小梶 はるみ	銀杏企画三丁目 移行分室		h.kokaji@hongounomori.com
	13	まつまる りゅうのすけ 松丸 竜之介	工房わかぎり		kobowakagiri@mx36.tiki.ne.jp
	14	はやかわ まさよ 早川 昌代	カリタス翼		caritas_tsubasa@tokyo-caritas.org
C	15	かねこ ひろゆき 金子 宏之	相談支援事業所 ふくろう	リーダー	ymdrknk@rc5.so-net.ne.jp yamadori@syd.odn.ne.jp
	16	かぶもと あさみ 株元 麻美	東京大学医学部デイホスピタル	サブ リーダー	kabumotoa-reh@h.u-tokyo.ac.jp
	17	せきね よしお 関根 義雄	スタジオIL文京		sekidon_y@yahoo.co.jp
	18	えがわ ようこ 江川 葉子	東京カリタスの家 地域活動支援センター みんなの部屋		minnanoheya@tokyo-caritas.org
	19	ほんか みちよ 本加 美智代	ヘルパーステーション ケアワーク東京		honka@carework.co.jp
	20	たけだ みずほ 武田 瑞穂	文京区教育センター		Mizuho.Takeda@city.bunkyo.lg.jp
	21	くろさわ よしえ 黒澤 由枝	地域生活支援センターあかり		sien@asebikai.com
	22	たなか こうじ 田中 弘治	本郷福祉センター(若駒の里)		wakakoma@wit.ocn.ne.jp

スーパー バイザー	1	たかやま なおき 高山 直樹	東洋大学 教授	会長	
	2	しむら けんいち 志村 健一	東洋大学 教授	副会長	
	3	なかじま かずひろ 中島 一浩	文京区障害福祉課 課長		
	4	ひぐち まさる 樋口 勝	サポートセンターいちよう	部会長	ichou.support@hongounomori.com
	5	きたはら たかゆき 北原 隆行	は〜と・ピア	副部会長	tutuji@enjunokai.com

事務局	1	えびな だい 海老名 大			
	2	きくち けいこ 菊池 景子	文京区障害者基幹相談支援センター		hope@bunkyo-kan.or.jp
	3	すずき まさと 鈴木 聖人			